

公益信託 パン・パシフィック・ファンド

2025 年度募集要項

1. 助成の目的

環太平洋諸国からの来日滞在者との親善交流事業を助成することにより、これら諸国のわが国に対する理解を促進し、国際平和の推進に寄与することを目的とします。

2. 助成対象及び金額

- ・主に環太平洋諸国の国籍を有する来日滞在者との親善交流事業である以下の事業
- ・2026 年 1 月から同年 12 月の間に実施予定の事業であること
- ・公益性があること

事業又は活動内容		標準・限度金額
ホームステイ事業		1 件当たり 40 万円を限度とする。
オリエンテーション事業	講座受講費用援助	1 件当たり 5 万円を標準とする。
	会議等開催助成	1 件当たり 30 万円を限度とする。
地域社会との交流事業		1 件当たり 30 万円を限度とする。

3. 応募方法

当基金所定の申請書に必要事項を記入し、下記宛先へご郵送ください。
応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

4. 募集期間

2025 年 9 月 1 日（月）～2025 年 12 月 5 日（金）（必着）

5. 選考及び通知

当基金運営委員会において選考決定し、2026 年 2 月末頃にその結果を書面にてお知らせする予定です。

6. その他

- （1）助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。
- （2）事業終了後に実際の活動、助成金の使い道、成果等についてご報告いただきます。
- （3）偽りその他不正な手続により助成金の交付を受けたり、又目的以外に消費したときは、授与した助成金を返還していただきます。

7. 最近の助成事例（括弧内は助成金額）

- ・国際的交流団体に対して、企業の雇用と留学生の就職サポートを図る研修事業への助成・・・（13 万円）
- ・地域任意団体に対して、環太平洋諸国からの来日滞在者との地域交流事業への助成・・・（30 万円）
- ・大学サークルに対して、地域小中高生・大学生・留学生との交流事業への助成……………（30 万円）
- ・学校法人に対して、経済的に来日が困難な国の学生の研修事業への助成……………（30 万円）

【申請書の送付先・照会先】

郵 送 先：〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム

公益信託 パン・パシフィック・ファンド(PPF) 申請口

電 話：03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） 担当：金子

電子メールアドレス：「kouekidenshi@smtb.jp」

申請書を電子メール添付にて提出いただく場合は、【電子メール申請における留意事項】を確認の上
ご提出ください。

【電子メール申請における留意事項】

- 電子メール宛先は、申請書受付専用メールアドレス「kouekidenshi@smtb.jp」宛、ご送信ください。
- メールの件名冒頭は必ず、【公益信託 パン・パシフィック・ファンド・〇〇〇（←申請者名）】と表記ください。
（この表記がない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください。）
- 書式は WORD、EXCEL、PDF 形式で、メールに添付して下さい。なお、郵便との併用は受付できません。
- 電子メール 1 本あたりの容量は、必ず 20MB 以下として下さい。容量が 20MB を超える場合は、メールを分割してご送信いただく等のご対応をお願いします。
- セキュリティ管理上、パブリックのファイル転送サービスはご使用いただけませんのでご注意ください。
- 申請書受付後、メールにてご連絡致します。1 週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが上記照会先へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

（※）公益信託とは

個人の方が公益活動の為に財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。